

川崎市告示第494号

指定障害児通所支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありましたので、同法第21条の5の25第1項第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和8年8月20日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
一般社団法人さきほ	放課後等児童デイサービス スタンプ宮前	神奈川県川崎市宮前区小台 2-19-12 クレール小台 2F	放課後等デイサービス	令和 8 年 7 月 3 1 日	1455500155